

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年7月30日 20時10分ごろ
発生場所	愛媛県松山市鹿島北北東方沖 北条港鹿島神洗防波堤灯台から真方位024°600m付近 （概位 北緯33°58.9′ 東経132°46.1′）
事故の概要	プレジャーボート俊生丸は、北西進中、また、警戒船友丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年8月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 俊生丸、4.4トン EH3-24922（漁船登録番号）、個人所有 第281-38225号（船舶検査済票の番号） B 警戒船 友丸、2.2トン EH3-23668（漁船登録番号）、個人所有 第281-14228号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船首部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、鹿島北東方沖で花火見物を行っていたところ、警戒区域外に出るようにB船から指示を受け、B船に誘導されて微速力で北西進した。 船長Aは、警戒区域外に出た頃、周囲の船から付近は水深が浅い旨を聞き、魚群探知機で水深を確認することに意識を向けて惰力で北西進中、誘導を終えて前路で漂流中のB船に気付かず、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、監視員2人を乗せ、花火大会の警戒業務中、大会本部から警戒区域内にいるA船を同区域外に誘導するよう指示され、A船を北西方の区域外に誘導した。 船長Bは、誘導を終えて船首を南西方に向けて漂流し、警戒業務に当たっていたところ、衝撃を感じてB船とA船とが衝突したことに気付いた。 船長Bは、漂流して警戒業務を行っているので、航行中の他船が漂

	<p>泊しているB船を避けてくれるものと思い、A船の接近に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、北西進中、船長Aが、魚群探知機で水深を確認することに意識を向け、惰力で航行を続けたことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊して警戒業務中のB船を避けてくれるものと思って漂泊を続けていたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、魚群探知機で水深を確認することに意識を向け、惰力で航行を続け、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊して警戒業務中のB船を避けてくれるものと思って漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中は、操船に専念し、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、漂泊中であっても十分に周囲の見張りを行い、接近する他船を認めたときには余裕のある時機に注意喚起を行ったり、移動したりして衝突を避けること。